



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

高松市長 大西 秀人 殿

提出者

住 所 香川県高松市中央町11-11

氏 名 株式会社大林組 四国支店

執行役員支店長 秋山隆之

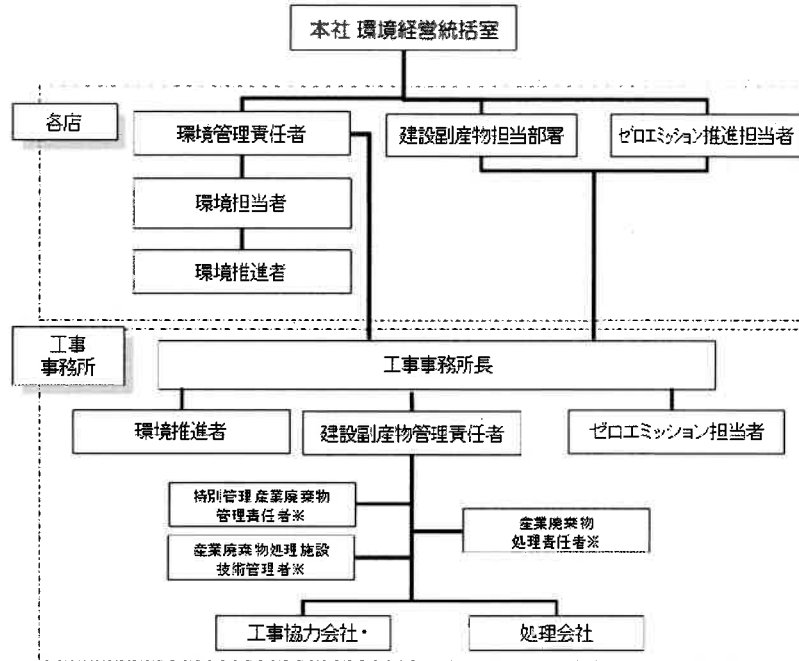
電話番号 087-836-3118

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新香川県立体育館(仮称)建築工事 他
事業場の所在地	
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2022(令和4)年度 完成工事高 3,035百万円
③ 従業員数	189人(四国支店、令和5年6月28日)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[施工・発生] --> B[保管] B --> C[収集運搬] C --> D[中間処理] D --> E[最終処分] D --> F[再生] </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・従来に加え、新工法の開発による廃棄物の削減 ・梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等） ・転用可能な仮設材、養生材の採用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来に加え、新工法の開発による廃棄物の削減（継続） ・梱包材の削減（メーカーへの簡易梱包依頼等・継続） ・転用可能な仮設材、養生材の採用（継続）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法 ・分別品目の決定（スペースに応じて4～10品目程度） ・現場内に廃棄物ストックヤードを確保（コンテナ置場と回収車の停車スペース、コンテナ毎に分別ステッカーの貼付け）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別方法を引き続き行う他、 ・現場の特性や受入先に応じた細かな分別指導 ・社員教育や新規入場教育時に環境意識を高める指導の実施

別紙(第2面関係)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	ガラスくず・コンクリートくず及び陶器、繊維くず	木くず
排出量	17,483.50t	15,090.12t	234.76t	275.91t	149.08t	40.13t

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物			
排出量	293.08t	39.78t	0.27			

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	ガラスくず・コンクリートくず及び陶器、繊維くず	木くず
排出量	10,000.00t	5,000.00t	300.00t	150.00t	100.00t	50.00t

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物			
排出量	100.00t	50.00t	1.00t			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定時の再資源化ルート、処理委託施設の確認 ・広域再生指定を受けているメーカーとの契約（石膏ボード等） ・優良認定業者の確認 ・建設副産物（再利用・処理）計画書及び実施書の確認 		

別紙（第4面関係）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

②計画

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	ガラスくず・コンクリートくず及び陶器、繊維くず	木くず
全処理委託量	17,483.50t	15,090.12t	234.76t	275.91t	149.08t	40.13t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
再生利用業者への処理委託量	17,483.50t	15,090.12t	119.56t	3.44t	0.00t	28.49t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃プラスチック類	水銀使用製品産業廃棄物		
全処理委託量	293.08t	39.78t	0.27		
優良認定処理業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t		
再生利用業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.26t		
認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今までに実施している取組に加え以下に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理委託施設の確認実施の強化 ・電子マニフェスト利用率の増加推進 		
※事務処理欄			

別紙（第5面関係）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	建設混合 廃棄物	廃石膏 ボード	ガラスくず・コ ンクリートく ず及び陶器、織 維くず	木くず
全 処 理 委 託 量	10,000.00t	5,000.00t	300.00t	150.00t	100.00t	50.00t
優良認定処理業者へ の処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
再生利用業者への処 理委託量	10,000.00t	5,000.00t	300.00t	150.00t	100.00t	50.00t
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

産業廃棄物の種類	石綿含有産業 廃棄物	廃プラスチック 類	水銀使用製品 産業廃棄物			
全 処 理 委 託 量	100.00t	50.00t	1.00t			
優良認定処理業者へ の処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t			
再生利用業者への処 理委託量	100.00t	50.00t	1.00t			
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t			
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。